

事 務 連 絡

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

閉居罰執行期間中の被収容者が宗教上の行為で使用する物品の使用を申し出た際の留意事項について

標記について、被収容者の信教の自由の保障を図るとともに、懲罰の適正な執行を図るため、下記のとおり実施するので遺漏なきを期されたい。

記

1 使用を認める時間

原則、夕食後から午後 9 時までの間とする。

なお、上記時間以外に使用を願い出た場合は、その必要性を検討した上で判断を行う。

2 使用を認める場所

当該被収容者の居室とする。

3 使用を認める物品

宗教上の行為に使用する物品とし、本人の申し出により、個別に判断を行う。

4 その他

(1) 本人の申し出により交付することとし、居室内に所持させない。

(2) 宗教上の行為以外に使用した場合は、その後の使用を認めない。